

# 暴追センターだより

No.91

令和8年(2026) 5月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎  
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

## 無くそう暴力団 地域のために 未来のために



東神楽町「初夏の菜の花と大雪山」

**ひとりじゃない みんなで追放 暴力団**  
暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>

### 暴力追放

無くそう暴力団 地域のために 未来のために



札幌 (011) 271-5982  
仙台 (0136) 35-5982  
旭川 (0166) 26-5982  
帯広 (0154) 23-5982  
北見 (0157) 61-5982

<http://h-botsui.or.jp>

北海道暴力追放センター・各地域暴追協・北海道警察



## 着任のご挨拶

北海道警察本部 刑事部  
組織犯罪対策局長

本年3月23日付けで組織犯罪対策局長に着任いたしました角でございます。

暴追センターだよりの誌面をお借りして、一言御挨拶申し上げます。

北海道暴力追放センターの役職員の皆様、また、各地区の職域暴力追放協議会及び北海道暴力追放センターの賛助会員の皆様には、平素から暴力団排除活動に深い御理解と多大な御尽力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

全国の暴力団勢力については、平成17年以降、減少傾向で令和7年末の暴力団構成員等は約1万7,600人となり、前年比でマイナス1,200人となっています。

また、全道の暴力団構成員等についても、令和7年末で約620名となり、10年前と比較して約3分の1まで減少しております。

この減少の最大要因については、長年にわたり、警察と関係機関・団体等が緊密に連携しながら総合的な暴力団対策を推進してきた結果に加え、企業におけるコンプライアンス意識の向上により、経済取引の約款等に暴力団排除条項が盛り込まれ、「社会対暴力団」という社会構図が定着したことによるものと考えます。

このように、暴力団組織の人的基盤は弱体傾向にある一方で、資金獲得活動は依然として活発であり、偽装離脱や半グレ化などによる潜在化・巧妙化、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」にも、その背後に暴力団が深く関与している現状にあり、警察の総力を挙げた組織犯罪対策が必要とされております。

また、従来からの資金獲得活動となる薬物の密売、繁華街の飲食店等からのみかじめ料や用心棒料の要求については、現在も暴力団の主要な資金源となっており、暴力団組織の経済的基盤を支えております。

このような情勢を踏まえ、道警察は関係部門と情報共有を行い、緊密な連携のもと暴力団を始めとする犯罪集団の弱体化及び壊滅に向けた戦略的な取り締まりを行っていく所存でございます。

暴力団等の弱体化及び壊滅の実現については、社会全体で取り組む必要があります。

そのためには、警察、暴力追放センター、行政機関、事業者、地域住民等の方々的一致団結をして、暴力団を始めとする犯罪集団に対し、対決姿勢を堅持し、総合的な対策を講じていく必要がありますので、引き続き、皆様方には暴力団排除活動に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道はもとより、全国の暴力追放センターの益々の御発展と、暴力団排除活動に携わっておられる皆様の御健勝を祈念して、着任の御挨拶といたします。

## 令和7年度 第2回定例理事会の開催

令和8年3月3日に「かでの2・7」で、令和7年度第2回定例理事会が開催され、以下の審議事項及び報告事項が承認されました。



### ● 審議事項

- ・ 令和7年度 収支補正予算（案）
- ・ 令和8年度 事業計画（案）
- ・ 令和8年度 収支予算（案）
- ・ 事業強化基金の取り崩し（案）
- ・ 職員の任免について

### ● 報告事項

- ・ 賛助会員の加入状況について

## 令和8年度 事業計画の概要

### ● 広報啓発事業

- ・ 広報啓発活動の推進（資料・資材の活用）
- ・ 暴力追放運動の推進
- ・ 視聴覚広報資材の整備と貸出し
- ・ 暴力団追放道民大会・総決起集会の開催
- ・ 効果的な夏・冬暴追運動の実施

### ● 地域・職域支援事業

- ・ 地域暴追協への支援  
施策に対する協力  
啓発資材の斡旋提供
- ・ 職域暴追協組織への支援  
研修会、講習・講演会等への積極的対応  
啓発資材の斡旋提供  
暴排組織結成時の支援

### ● 暴力相談事業

- ・ 相談事案に対する適切な対応
- ・ 効果的な常設相談の推進
- ・ 効果的な法律相談制度の運用
- ・ 暴力追放相談員の技能の研鑽
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 相談事業広報の推進

### ● 暴力団からの離脱・就労支援

- ・ 離脱、就労への積極的かつ適切な支援
- ・ 暴力団離脱者支援対策協議会活動の活性化
- ・ 就労可能先事業所の開拓

### ● 暴力団事務所使用差止請求事業

- ・ 使用差止請求事業制度の積極的運用
- ・ 暴力団事務所の現況の把握
- ・ 適切な受託手続と受託後の対応

### ● 講習（研修）事業

- ・ 不当要求防止責任者講習の効果的な実施  
全道で29回 2,764名を予定
- ・ 一般暴排講演の実施  
地域・職域、企業等への積極的な講師派遣
- ・ 講習、講演資料の整備充実

### ● 被害者救済事業

- ・ 暴力団関係者からの犯罪被害者支援の推進
- ・ 暴排訴訟支援の推進
- ・ 地域暴追協及び関係機関との連携

### ● その他の事業

- ・ 調査研究  
情報収集活動の活性化  
情報提供の推進  
各種アンケート調査の実施
- ・ 機関紙「暴追センターだより」による情報の発信
- ・ ホームページの充実による情報提供
- ・ 適正な情報管理
- ・ 表彰
- ・ 賛助会員の募集

※ 詳しくはホームページをご覧ください

# 受賞おめでとうございます

## (公財)北海道暴力追放センター会長表彰

～ 個人表彰25名・団体表彰3団体～

令和8年3月3日開催の理事会において、多年にわたる暴力追放運動功労者(団体)に対し、(公財)北海道暴力追放センター会長から表彰状と記念品が贈呈されました。



### 《個人表彰》

札幌市北区暴力追放運動推進協議会  
札幌市白石地区暴力追放運動推進協議会  
札幌市白石地区暴力追放運動推進協議会  
由仁町暴力追放運動推進協議会  
千歳市暴力追放運動推進協議会  
千歳市暴力追放運動推進協議会  
岩見沢地区暴力追放運動推進協議会  
岩見沢地区暴力追放運動推進協議会  
滝川市暴力追放運動推進協議会  
美唄市暴力追放運動推進協議会  
俱知安地区暴力追放運動推進協議会  
登別市暴力追放運動推進協議会  
寿都地区暴力追放運動推進協議会  
函館西地区暴力追放運動推進協議会  
江差地区暴力追放運動推進協議会  
せたな地区暴力追放運動推進協議会  
茅部地区暴力追放運動推進協議会  
旭川市暴力追放運動推進協議会  
美深地区地域安全推進協議会連合会  
枝幸地区暴力追放運動推進協議会  
留萌市暴力追放運動推進協議会  
羽幌地区暴力追放運動推進協議会  
羽幌地区暴力追放運動推進協議会  
帯広地区暴力追放運動推進協議会  
網走地区暴力追放推進協議会

監事  
理事  
監事  
会長  
理事  
副会長  
副会長  
会長  
推進委員  
会長  
事務局長  
会長  
理事  
副会長  
会長  
理事  
副会長  
副会長  
副会長  
常任理事  
副会長

### 《団体表彰》

- ・ 芦別地区暴力追放運動推進協議会
- ・ 長沼町暴力追放運動推進協議会
- ・ 夕張市暴力追放運動推進協議会

## ～三ない運動+1～

### 暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」  
それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が強い、甘いを見ると、トコトン食い付き離れません。

### 暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」  
恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

### 暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」  
暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかざり回っている力者のための集団です。

### 暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」  
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

# 各地域暴追協啓発活動状況

6月 道の駅「田園の里うりゅう」での  
暴排啓発

【沼田・北竜地区暴追協】



7月 商業施設内での小樽市ご当地キャラクター  
「おたる運がっぱ」も参加した暴排啓発

【小樽市暴追協】



7月 平和通買物公園での「令和7年度夏の  
暴力と非行の追放運動」での街頭啓発

【旭川市暴追協】



10月 税関・海保・警察合同のテロ防止対策と  
連動し「暴追缶バッジ」等を交付した暴排啓発

【函館西地区暴追協】



12月 歳末特別警戒と連動した  
暴排啓発(出動式の様子)

【俱知安地区暴追協】



12月 歳末警戒と連動した暴排啓発  
(出動式の様子)

【長沼町暴追協】



12月 大型ショッピングセンターでの歳末特別  
警戒地域安全運動啓発と連動した暴排啓発

【登別市暴追協】



12月 「飲酒運転絶無に向けた飲食店への啓発」と連動した  
当センターキャラクター「ぼーし君」も参加した暴排啓発

【伊達地方暴追協】



12月 「歳末特別警戒飲食店街パレード」  
と連動した暴排啓発

【士別地区暴追協】



12月 冬の暴力追放運動期間中における  
食品スーパーでの暴排啓発

【留萌市暴追協】



1月 冬の暴力追放運動期間中における  
JR琴似駅駅前広場での暴排啓発

【札幌市西地区暴追協】



2月 くしろ冬まつり会場における  
暴排啓発

【釧路市暴追協】



各地区暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

**わが町に いない いれない 暴力団**

# 北海道暴力追放センターの事業紹介

## 北海道暴力追放センターとは

公益財団法人北海道暴力追放センター（以下、「当センター」と表記します。）は、暴力団の追放・排除をめざす団体として、平成4年3月に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（略称「暴力団対策法」）の規定により、公安委員会から指定を受けた民間団体で、広大な地域をカバーするため、札幌本局のほか、函館・旭川・釧路・北見に各支局を設置して、各種事業に取り組んでいます。

## 主な事業活動

### 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動

- ・ポスター、パンフレット等の作成、配布、暴力団追放道民大会の開催等

### 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- ・暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援

### 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

- ・来訪者への面談、電話等による相談  
※相談無料 ※秘密厳守

### 4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- ・相談活動による個別の指導、助言  
・少年院の在院者に対する講義の実施

### 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- ・相談活動による個別指導、助言  
・離脱のノウハウ

### 6 暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動

- ・事務所撤去訴訟等

### 7 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動

- ・見舞金の支給及び民事訴訟支援

### 8 暴力団と対峙する企業等の責任者に対する講習の実施

- ・暴力団からの被害を防止するための具体的な対応要領の講習

### 9 その他活動

- ・暴力団員からの危害を防止するための各種機材の貸出し等

今回は、「暴力相談活動」と「暴力団離脱者支援活動」を紹介します。

## 暴力相談活動

当センターでは、道内5か所（札幌本局、函館・旭川・釧路・北見支局）において、警察OBの暴力追放相談委員が無料でご相談に応じています。年間約200件の相談を受理し、このうち約9割が暴力団情報に関する相談、その他は当センターの指導・助言で対応する相談、警察へ引継ぎする相談、そして、年間数件を道内各弁護士会の民事介入暴力対策委員会を通じて、当該委員会の弁護士が相談に応じています。

暴力団等に関する問題で困った場合には早めにご相談ください。

## 暴力団離脱者に対する支援活動

暴力団離脱者の就労対策に関する事業に協賛する道内の各種団体等で構成される北海道暴力団離脱者支援対策協議会を設置し、暴力団離脱者に対する就労支援など、社会復帰支援対策を実施しています。

暴力団離脱者の就労を支援するため、受入事業所の拡充を図るとともに、一定期間以上、暴力団離脱者を雇用した受入事業者に対し、離脱者雇用奨励金を支給する制度を設けています。



## ～センター職員（支局長・相談委員）からのご挨拶～

本年度は、函館支局長と本局相談委員がそれぞれ交代して新体制となりましたので、各支局長と本局相談委員からご挨拶申し上げます。

### 函館支局長



本年3月末で北海道警察を退職し、4月から暴力追放センター函館支局で勤務させていただくことになりました。現職中は捜査部門で22年間勤務し、その間、暴力団員が関与する事件にも多数携っており、目的達成のため手段を選ばない粗暴的かつ狡猾的な反社会組織が暴力団だとしてよく知っております。最近では匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺、強盗等の闇バイト犯罪が多く発生し、一部暴力団員とのつながりがあるとされていたところに、敵対する複数の暴力団組員が協力して強盗事件を起こすという、これまででは考えられなかった事件も発生しております。道南地区では暴力団員が減少していると言われておりますが、潜在化した暴力団犯罪が発生する可能性はゼロではありませんので、皆様と一緒に暴力団排除の気運を高めつつ、暴力団犯罪の被害防止に取り組んでいきたいと思っておりますので、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

### 旭川支局長



暴追センターに採用され5年目を迎えますが、この間、関係各位にご支援ご協力頂いたことに衷心より感謝致します。5年目を迎えることは、年月が経つのは早いということです。私が採用された当時の反社会的勢力の犯罪は、コロナ禍情勢を悪用した特殊詐欺や、助成金の不正受給が主流でした。しかし、今は、不正アプリを利用し闇バイトを募っての匿名流動型の犯罪と形を変えており、日進月歩の勢いで犯罪が巧妙化しています。また、高齢者等を狙った特殊詐欺等も増加の一途を辿っています。一方、みかじめ料を出す飲食店も未だ後を絶ちません。反社会的勢力は、これから先も色々な手法を用いて犯罪を繰り返すでしょう。この様な歪んだ社会を正すためにも、関係各位の更なるご支援とご協力を得て反社会的勢力に立ち向かっていく所存ですので、今後とも宜しくお願い致します。

### 釧路支局長



釧路支局で勤務し5年目を迎えます。この間、関係各位からのご支援ご協力に心より感謝申し上げます。暴力団勢力数の減少傾向が続いておりますが、暴力団の活動は巧妙化、不透明化が一層強くなり、加えて特殊詐欺など様々な犯罪行為を敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」と共存を図りながら、したたかに社会にはびこり続け深刻な事態となっています。暴力団排除活動を関係機関と連携し推し進めるとともに、昨今カスタマーハラスメントが社会問題化していることから、悪質クレマーによる不当要求対策にも注力し、今後も、警察官時代の知見を生かしながら、相談者の立場に立った対応に取り組んでいく所存ですので、宜しくお願い致します。

### 北見支局長



北見支局で勤務し、4年があつという間に過ぎました。着任当初は新型コロナウイルスの猛威が収束に向かっておりましたが予断を許さない状況でした。一方、反社会的勢力による凶悪事件が後を絶たず、更にトクリューによる強盗・殺人や詐欺など、SNSを利用した犯罪が多発し、市民生活を脅かしている現状にあります。オホーツク管内の暴力団事務所は、平成31年を最後にありませんが、いつ又オホーツク管内に暴力団が入り込むかわかりません。それには住民の皆様や関係機関・団体と連携しながら、暴排運動を推し進め安全で安心な地域にしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

### 本局相談委員



本年3月で北海道警察を退職し、4月から北海道暴力追放センター本局で勤務させていただくこととなり、改めて暴力のない安全で平穏な地域社会実現のために暴力団排除活動に尽力したいと思っております。これまでの諸先輩方のご活躍等により暴力団勢力数は減少しているとの事ですが、未だ北海道には多くの暴力団が存在し、水面下での犯罪行為を繰り返している現状であり、更なる当センター、地域住民、事業者の方々、そして警察が一致団結して暴力団排除に向けて取り組んで行かなければならないと痛感しております。微力ながら、皆様方のお力添えをいただき暴力追放センター職員として頑張りたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

## 法律相談

(公財)北海道暴力追放センターでは、各弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談を希望される方は、札幌本局又は各支局にお電話をお願いします。  
電話番号等は、下記のとおりです。

相談無料  
秘密厳守

## ご案内

### 第10回 北海道暴力団追放道民大会 第38回 札幌地区暴力追放総決起集会 の開催について

【日時】 令和8年10月15日(木) 午後1時15分から

【場所】 札幌市教育文化会館 大ホール

【内容】 主催者、来賓挨拶、暴力追放功労表彰、基調講演、暴排コント  
北海道警察音楽隊のコンサート等

賛助会員の皆様方の参加をお待ちしております。



### 令和8年度の不当要求防止責任者講習予定

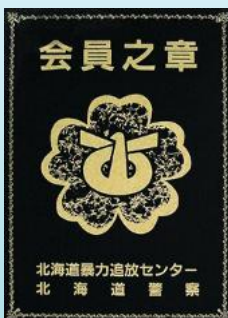


不当要求防止責任者選任事業所  
北海道警察・北海道暴力追放センター

| 実施月  | 4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月   | 10月  | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|------|----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実施市町 |    | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市  | 札幌市  | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市 |
|      |    | 小樽市 | 旭川市 | 函館市 | 滝川市 | 苫小牧市 | 岩見沢市 | 室蘭市 | 北見市 | 旭川市 | 函館市 |     |
|      |    |     | 網走市 | 帯広市 | 名寄市 | 中標津町 | 帯広市  | 八雲町 |     |     | 釧路市 |     |

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

## 賛助会にご加入ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体等の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解・ご支援をお願いします。

【会費】 年会費1口 20,000円 1口以上

※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

【会費の使途】 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。

【特典】 ・会員之章プレートの交付  
・広報資料の無料配布  
・暴排広報DVD等の無料貸出  
・暴排講演依頼への対応  
・不当要求事案発生時の支援・指導  
・不当要求被害発生時の支援・指導

## (公財)北海道暴力追放センター

【札幌本局】  
(011)271-5982

【函館支局】  
(0138)35-5982

【旭川支局】  
(0166)26-5982

【釧路支局】  
(0154)23-5982

【北見支局】  
(0157)61-5982

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!